

◆◆◆◆ 「被扶養者資格調査」(検認)のポイントについて ◆◆◆◆

今回、「被扶養者資格調査」(検認)対象事業所の被保険者のみなさま全てにお送りしています。

被扶養者がいらっしゃらない方、及び調査対象ではない被扶養者がいらっしゃる方へもご参考情報としてお送りしています。

I N D E X

- 【1】「被扶養者資格調査」(検認)について
- 【2】「被扶養者資格調査」(検認)の実施要項
- 【3】「被扶養者資格調査」(検認)のポイント
- 【4】「被扶養者資格調査」(検認)に関するお問い合わせ

【1】「被扶養者資格調査」(検認)について

- 被扶養者となった方が時間の経過とともに状況が変わり扶養認定基準から外れることがあるため、健康保険組合は法令に基づき年に1度(毎年10月)「被扶養者資格調査」(検認)実施しております。  
皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【主な被扶養者認定基準】

- 1) 主として被保険者によって生計が維持されていること

---

- 2) 認定対象者の年間総収入
  - ・59歳以下 130万円未満(月額:108,334円未満)
  - ・60歳以上又は障害年金受給者 180万円未満(月額:150,000円未満)

---

- 3) その家族が日本国内に住所を有すること(日本に住民票があること)

---

- 4) 上記1)、2)、3)を満たし、且つ、認定対象者の年間総収入が
  - ・同居の場合:認定対象者の年間総収入<被保険者の年間総収入の1/2
  - ・別居の場合:認定対象者の年間総収入<被保険者からの仕送り額

◆被扶養者認定基準は健保ホームページで確認することができます。

⇒ [https://www.ncrkenpo.or.jp/member/outline/family\\_a.html](https://www.ncrkenpo.or.jp/member/outline/family_a.html)

◆被扶養者資格調査(検認)の概要についてはこちらから

⇒ <https://www.ncrkenpo.or.jp/member/outline/research.html>

## 「2」 「被扶養者資格調査」(検認)の実施要項

---

### ●2024年度「被扶養者資格調査」(検認)の実施要項

#### ◆2024年度対象事業主(記号順)

- \*日本NCR コマース株式会社
- \*日本NCR サービス株式会社
- \*グローバルソリューションサービス株式会社
- \*日本テラデータ株式会社
- \*キャスタル株式会社

#### ◆対象者

- ・2024年8月31日現在在籍者
- ・2024年4月1日現在20歳以上の被扶養者すべて

※上記両方に当てはまる方が対象

但し、2024年1月1日以降の認定された被扶養者、2025年3月31日迄に75歳の誕生日を迎える被扶養者、任意継続者は除く

#### ◆実施期間

- ・2024年10月1日(火)～10月31日(木) 回答期限
- ・期限までに回答および証明書類をご提出いただけない場合は、被扶養者資格が削除となりますのでご注意ください

#### ◆実施方法

1) WEBでの回答及び証明書類のアップロード。(パソコンまたはスマホ)

---

2) 調査対象者を有する方の会社メールアドレスに、10月1日(火)以降順次、調査開始メールが下記委託会社より送信されます。

案内のメールは調査対象となるご家族を健保の扶養されている方のみに送信されます。対象外の方にはメールは送信されません。

(注)ドメインの指定受信など設定されている場合は、「@apap.jp」からのメール受信できるように設定してください。

---

3) メール内のURLからログイン画面に移り、ID・PW(健診予約やWEB医療費明細閲覧に使用しているものです)を入力してログインします。

システム上で調査対象家族の現在の状況についての設問に回答を行います。

最後に提出が必要な書類が画面上に表示されますので、準備してアップロードしてください。

(注)検認に必要な書類はシステム上で表示されたもの以外でも健康保険組合が必要とする場合は、追加で書類の提出を求めることがあります。

◆問い合わせ

- ・システムの入力方法、被扶養者資格確認調査に関わる全般的なご質問は、調査実施期間中は下記宛にご連絡ください。

「被扶養者資格確認調査用コールセンター」（株式会社バリューHR 内に設置）  
《下記の問合せ先は 10 月 1 日午後からご利用いただけます》

E-MAIL：kennin-ncr@apap.jp

TEL：03-6384-1525 （10:00～16:00）

┌ 【3】「被扶養者資格調査」（検認）のポイント

- 
- 1) 被扶養者資格調査」（検認）に必要な書類は、システム上で表示されたもの以外でも健康保険組合が必要とする場合には追加で書類の提出を求められることがあります。※証明書類は全てコピー可。
- 
- 2) 公的書類は本年 7 月以降に発行したものをご用意願います。  
（課税・非課税証明書については「令和 6 年度（令和 5 年分の所得）」が必要となります。）  
★重要★ 書類はマイナンバーの記載が無いものをご用意ください。
- 
- 3) 学生の方は、在学証明書又は学生証（表裏両面）コピーをご用意願います。
- 
- 4) 収入のある方は、直近 3 ヶ月分給与明細、年金振込通知書、令和 5 年分確定申告書等のコピーをご提出願います。複数該当される方は、該当するすべての書類をご用意願います。（収入算定はすべて合算の為。）
- 
- 5) 無職・無収入の方は、非課税証明書、退職証明書、個人事業廃業届等をご用意願います。
- 
- 6) 非課税証明書等の公的書類関連の発行手数料は自己負担となりますこと悪しからずご了承願います。
- 
- 7) 雇用保険を受給している場合（日額 ¥3,612 以上、60 才以上は ¥5,000 以上の場合）は、被扶養者として認定出来ません。
- 
- 8) 対象者が別居されている場合には、定期的な仕送り金額を確認出来るものが必要となります。※手渡しは認められません。

---

9) 調査の回答期限は、2024年10月31日(木)です。

期日までに、対象の被扶養者に関する回答、証明書類のアップロードを行ってください。

---

10) 被扶養者の認定基準から外れていると判定した場合は当健保組合が定めた日、又は事由発生日(就職した日等)をもって、被扶養者を削除いたします。別途、事業主宛に「被扶養者異動届」+「保険証」(高齢受給者証等含む)をご提出願います。

---

11) 正当な理由がないまま期日までに回答および証明書類が提出されない場合には、法令により2024年11月1日付けで扶養削除となりますのでご注意願います。

---

12) 提出頂いた個人情報は当健保組合の業務以外には利用致しません。

▮ **【4】「被扶養者資格調査」(検認)に関するお問い合わせ**

---

● 内容について疑問点などありましたら、下記までご連絡ください。

電話 E-Mail

◆ 宮崎 由紀子 03-5244-9800 mailto:YM232179@ncrkenpo.or.jp

---

■ 発行：日本NCR健康保険組合 HP <http://www.ncrkenpo.or.jp>

■ 住所：〒104-0033 東京都中央区新川 1-21-2

■ 発行日：2024年9月24日

■ お問い合わせ

・ E-mail: [HIA.JP@ncrkenpo.or.jp](mailto:HIA.JP@ncrkenpo.or.jp) ・ Tel 03-5244-9800 ・ Fax 03-5244-9383.

---

Copyright (C)2024 日本NCR健康保険組合 All Rights Reserved.